

# 資料

平成23年9月7日

東日本大震災復興対策本部事務局

# 目次

・ 東日本大震災復興基本法(23.6.24公布 衆法)	・・・	2
・ 復興への提言(23.6.25 東日本大震災復興構想会議)	・・・	3
・ 復興の基本方針(23.7.29決定 23.8.11改定 東日本大震災復興対策本部)	・・・	5
(参考資料)		
・ 確認書(23.8.9 3党合意)	・・・	9
・ 平成23年度税制改正法案等の処理に関して(23.6.8 3党合意)	・・・	10
・ 平成23年度第1次補正予算等に関して(23.4.29 3党合意)	・・・	12
・ 自民党・震災後の経済戦略に関する特命委員会 「中間報告」(23.7.8)	・・・	13
・ 阪神・淡路大震災等の復興期間	・・・	16
・ 復旧・復興対策規模の考え方	・・・	17
・ 集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源	・・・	20

## 東日本大震災復興基本法（抄）

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

### （国民の努力）

第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

### （資金の確保のための措置）

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

- 一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。
- 二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

### （復興債の発行等）

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

- 2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

## 復興への提言～悲惨のなかの希望～（抜粋） （平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議）

### 第2章 くらしとしごとの再生

#### （8）復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後10年で1割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

## 復興への提言～悲惨のなかの希望～（抜粋） （平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議）

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうるよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないように、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。

なお、税財政資金とは別に、民間資金の活用が可能なものとして、資金の償還が可能で有償資金の活用が期待できる分野や、就学支援など、民間・個人の自発的な資金援助との連携が期待できる分野などが考えられる。そうした分野の範囲や資金規模には限りがあることに留意した上で、その積極的な活用を検討する必要がある。

# 東日本大震災からの復興の基本方針① (平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

## 2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間の「集中復興期間」と位置付ける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。なお、福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行うこととする。

## 4 あらゆる力を合わせた復興支援

### (3) 事業規模と財源確保

#### ① 事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

#### ② 財源確保に係る基本的な考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

**東日本大震災からの復興の基本方針②**  
(平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

③ 「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源の確保

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

④ 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

## 東日本大震災からの復興の基本方針③ (平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

### ⑤ 今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」(8月9日 民主党・自由民主党・公明党幹事長)において、「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

### ⑥ 地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

# 參考資料

# 民主党・自民党・公明党 3党合意（平成23年8月9日）の内容

## 確認書

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、以下の点について確認する。

一、歳出の見直しについては、以下のとおりとする。

- ・高速道路無料化については平成24年度予算概算要求において計上しないこととする。
- ・高校無償化及び農業戸別所得補償の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する。

なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成23年度における歳出の削減を前提に、平成23年度第3次補正予算ならびに平成24年度予算の編成プロセスなどにあたり、誠実に対処することを確認する。

一、上記歳出の見直しと併せ、子ども手当等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度補正予算において減額措置することを、特例公債を発行可能とするための法案の附則に明記する。

一、法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案（その内容を一部切り出して6月22日に成立した法律にあるものを除く）については、復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。

一、東日本大震災復興基本法第8条に規定する復興債の償還財源の具体的内容や償還ルールなど、あらかじめ決めることとされているその償還の道筋については、第3次補正予算の編成までに、各党で検討を進める。

一、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。

一、以上を踏まえて、特例公債を発行可能とするための法案について速やかに成立させることとする。

以上、確認する。

民主党幹事長

自由民主党幹事長

公明党幹事長

# 民主党・自由民主党・公明党 3党合意（平成23年6月8日）の内容

## 平成23年度税制改正法案等の処理に関して

1. 平成23年度税制改正法案のうち、
  - 一 個人所得課税の諸控除(給与、特定支出、成年扶養)の見直し及び退職金課税の見直し、
  - 一 法人税の税率引下げ及び課税ベース拡大(いずれも中小特例を含む)、
  - 一 相続税の控除及び税率等の見直し並びに贈与税の税率構造の緩和及び精算課税の対象の拡大、
  - 一 「地球温暖化対策のための税」の導入としての石油石炭税の税率の上乗せの扱いについては、復興のための23年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。 地方税法案についても、国税と同様のものについては、同様の扱いとする。

国税通則法の抜本改正についても、各党間で引き続き協議を行い、上記の改正項目についての協議の際に、更正の請求期間の延長をはじめとする納税環境整備が進展するよう、成案を得るものとする。

なお、今通常国会会期中に成案を得られない場合には、会期末において、閉会中審査手続をとるものとする。
2. 平成23年度税制改正法案及び地方税改正法案のうち、1.の改正項目以外の改正については、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して税制を整備するため、1.とは別の政府提出の法律案（別紙の内容とする。）として切り出すこととし、衆議院財務金融委員会、総務委員会において、直ちに審議、採決の上、参議院に送付し、参議院において、6月末(国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律における租税特別措置の期限。地方税についても同様。)までに成立させることとする。

以上、合意する。

民 主 党	幹事長 政策調査会長
自由民主党	幹事長 政務調査会長
公 明 党	幹事長 政務調査会長

## 民主党・自由民主党・公明党 3党合意（平成23年6月8日）の内容

（別紙）

1. 現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案とは別の政府提出の法律案は、以下の内容とする。
  - ① 雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、納税者利便の向上・課税の適正化（年金所得者の申告不要制度の創設、航空機燃料税の引下げ、租税罰則の見直し等）、その他の改正（証券軽減税率10%の2年延長（26年1月から20%の本則税率化を実施）及び日本版ISA導入の2年延期等）
  - ② 期限切れ租税特別措置の延長等
  - ③ 現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案において、法人税率の引下げに伴い廃止・見直しを行うこととしている租税特別措置（中小特例を含む）については、平成24年3月31日まで、現行の税制が適用されるよう延長措置を講じる。
2. これに伴い、上記1. ①及び②の改正項目については、現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案から政府修正により削除することとする。
3. 現在国会で審議中の地方税改正法案についても、上記1及び2と同様の修正等を行う。

## 民主党・自民党・公明党 3党合意（平成23年4月29日）の内容

### 平成23年度第1次補正予算等に関して

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。  
また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。  
これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。
2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。
3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

民 主 党 政策調査会長

自由民主党 政務調査会長

公 明 党 政務調査会長

## 震災後の経済戦略に関する特命委員会 「中間報告」 (抄)

平成23年7月8日  
自由民主党

### 4. 復興事業の実施体制、財源のあり方について

#### (1) 政策の実施体制について

今後の復旧・復興に関する政策の立案・実施の要として、東日本復興基本法に基づいた「復興庁」を早急に創設し、予算・人員・権限を集中させ、被災地の復旧・復興を加速化とともに、日本経済全体の再生に向け対応する。

また、被災地の現場で復旧復興事業にあたっている自治体の体制強化のため「災害対策臨時職員」の雇用を進める。

#### (2) 財源のあり方について

まずは、当初予算の問題点とも関連して、すでに破綻しているマニフェストを撤回し、バラマキ4Kはじめ不要不急の事業を抜本的に見直すべきである。さらに、国家公務員の人件費削減については、政府の方針(3年限り3000億円/年)ではなく、民主党の衆院選マニフェスト(国家公務員の人件費2割カット)を、災害関係の現地業務に従事する職員を除き、完全実施するよう政府に申し入れる。また、財政投融资や民間資金の活用も積極的に図る。

さらに、上記対応では財源が大幅に不足するので、従来の公債とは区分勘定した復興債を発行するとともに、歳入・歳出全般を特別会計において管理する。同時に、復興債の信託を担保するため、所得税、法人税等の税率を一定の年限、付加的に引き上げ、償還の道筋も明確に定めていく必要がある。

## 阪神・淡路大震災等の復興期間

阪神・淡路震災復興計画（平7.7.31 兵庫県）：**10年**

- 一 国・地方合わせて10年間で11.6兆円のうち、9.2兆円（推計値）を当初5年間で実施。

阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針（平7.7.28阪神・淡路復興対策本部）：**前期5年**

- 一 復興計画の前期5ヶ年において、被災地のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（平成23年8月11日）：**8年**

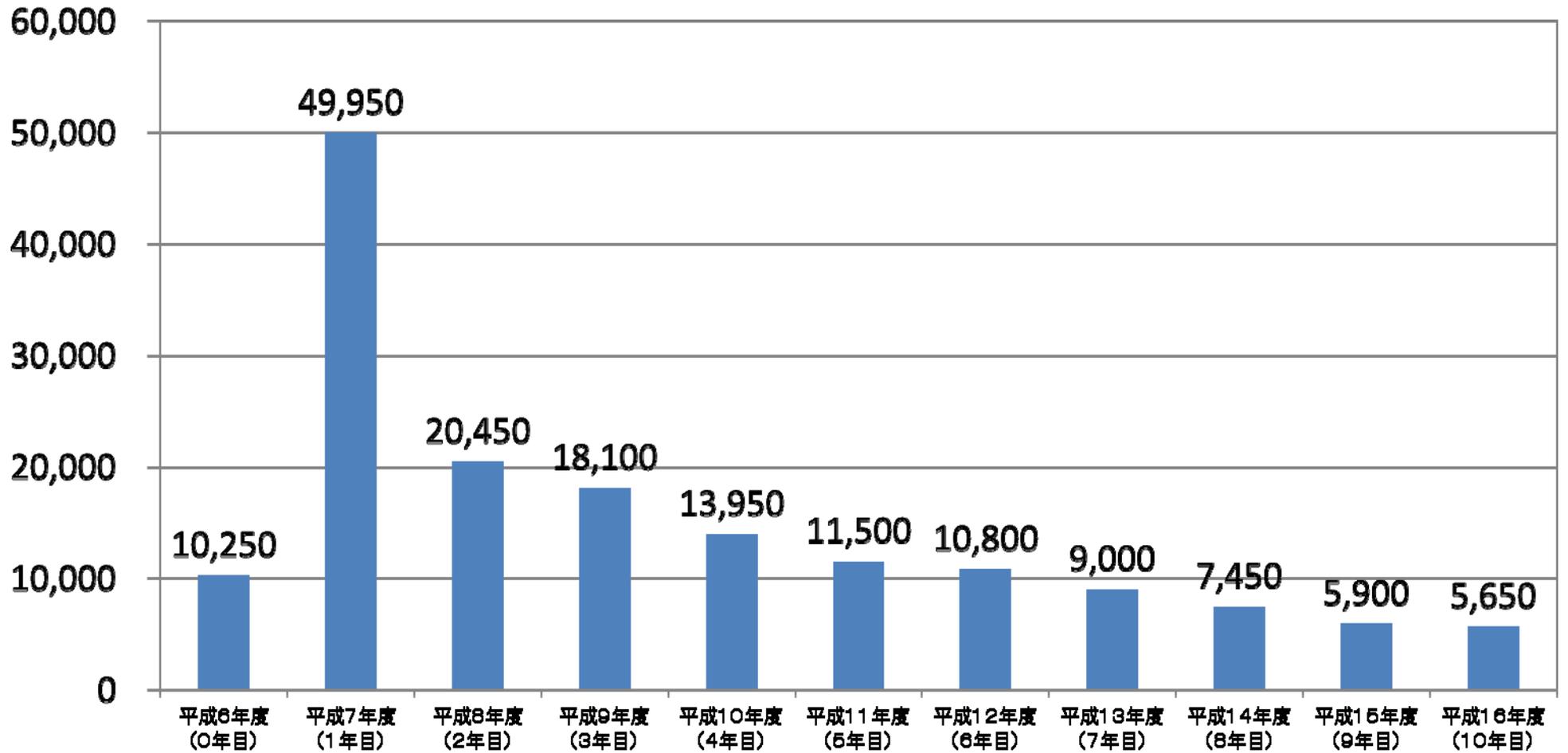
基盤復興期間（3年）、本格復興期間（3年）、更なる展開への連結期間（2年）

宮城県震災復興計画（案）（平成23年8月26日）：**10年**

復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）

## 阪神・淡路大震災の年次別事業費(国費+地方費+民間負担ベース・10年間)

(単位:億円)



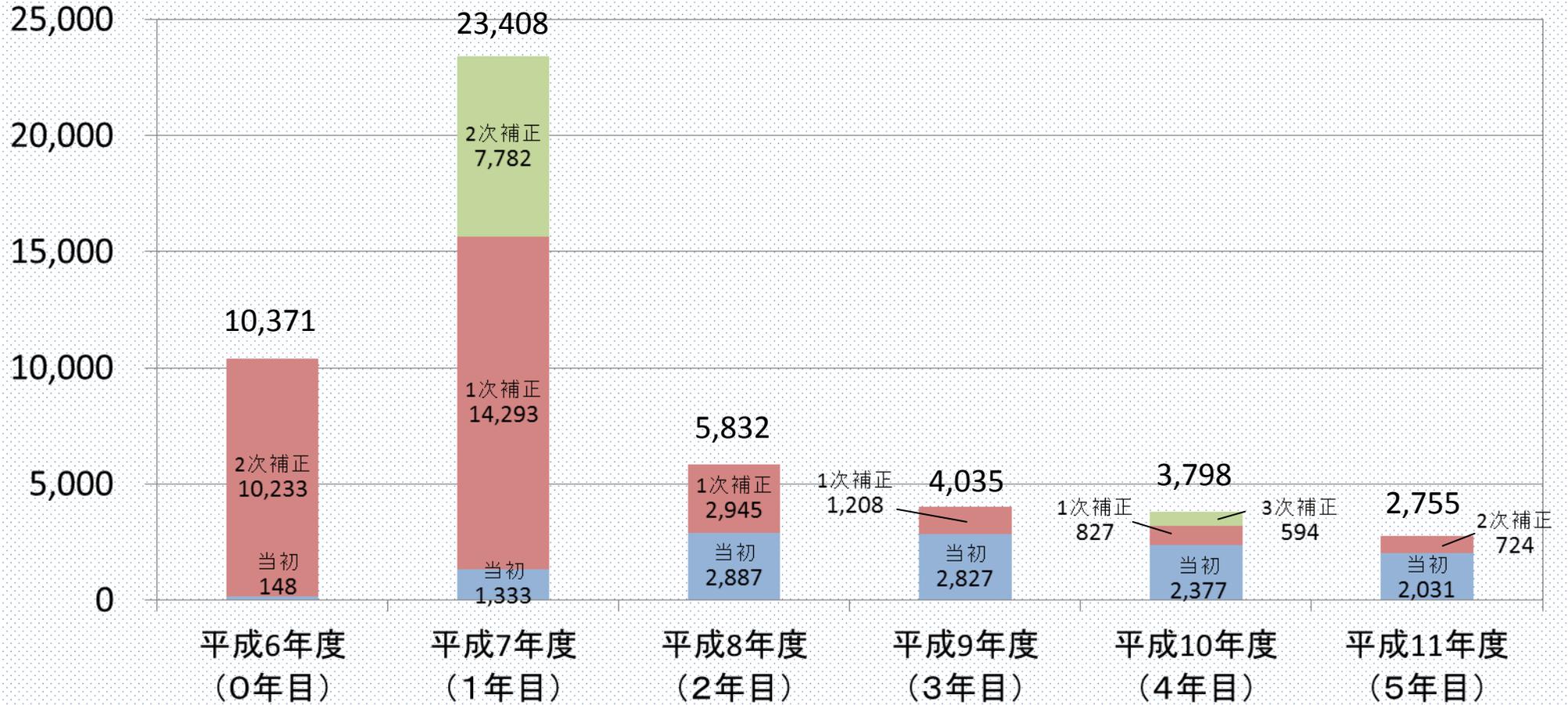
総額に対する割合	6%	31%	13%	11%	9%	7%	7%	6%	5%	4%	3%
累積	6%	37%	49%	61%	69%	76%	83%	88%	93%	97%	100%

(出所)兵庫県ホームページ

## 阪神・淡路大震災の年次別予算措置額(国費ベース・5年間)

(注) 政府として阪神・淡路大震災関連として予算措置額を整理しているのは平成11年度までである。

(単位: 億円)



総額に対する割合	21%	47%	12%	8%	8%	5%
累積	21%	67%	79%	87%	95%	100%

## 復旧・復興対策規模の考え方

計数精査中

- 集中復興期間(5年間)の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)全体の推計 **19兆円程度**

事 項	規模(国・地方の公費分)
①救助・復旧事業に係る規模 ・災害救助、生活再建等 ・ガレキ処理、インフラの復旧等	10兆円程度 4兆円程度 6兆円程度
②復興に向けた事業に係る規模 ・「地域づくり」等のインフラ投資・ソフト事業 ・全国的な緊急防災・減災事業	少なくとも9兆円程度 8兆円程度 1兆円程度
合 計	<b>少なくとも19兆円程度</b>

- **10年間の復旧・復興対策の規模については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。**

(注)復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

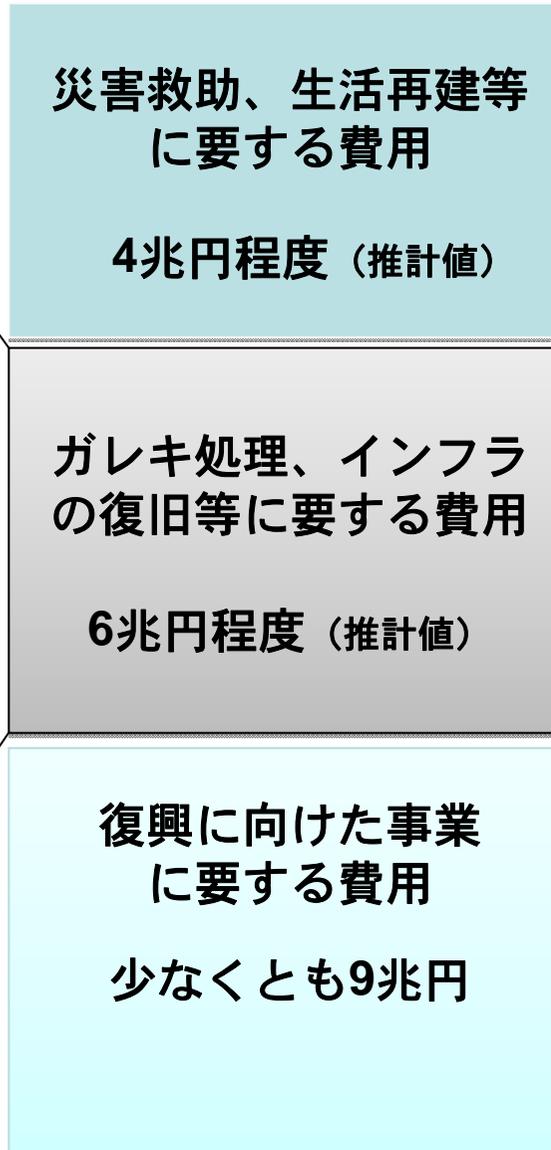
# 総事業量（復旧・復興のための費用（国費及び地方費））について

被害額（内閣府試算  
（6月24日公表））



約16.9兆円

（今後5年間の推計値）



計数精査中

（注）原子力発電所の事故に起因する集団移転経費や風評被害の補償などの費用（損害）への対応は含まれていない。

※被害額のうち、公費による復旧の費用を推計

## ○阪神・淡路大震災との比較(前期5年間の比較)

	被害額	復旧・復興のための費用 (国費及び地方費)	復旧・復興のための費用	
			うち応急・復旧	うち復興
阪神・淡路大震災	9.9兆円 (兵庫県推計)	9.2兆円(推計)	4.7兆円(推計)	4.5兆円(推計)
東日本大震災	16.9兆円 (内閣府推計)	少なくとも19兆円程度	10兆円程度	少なくとも 9兆円程度

### (参考) 阪神・淡路大震災と東日本大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
マグニチュード	7.3	9.0
震度6弱以上県数	1県	8県
津波	数10cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)
死者・行方不明者	死者6,434名。行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者15,769名、行方不明者4,227名 (平成23年9月6日現在)
住家被害(全壊)	104,906戸	114,995戸(平成23年9月6日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) ※長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県を含む)

# 集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

計数精査中

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。

5年間の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)  
**19兆円程度**

5年間の財源  
**19兆円程度**

復旧・復興対策事業(注)  
(1次補正等・2次補正を含む)

1次補正等見合の歳出削減等 4.3兆円程度  
(予備費対応分含む。うち国の1次補正は4兆円程度。)

2次補正見合の剰余金 1.8兆円程度

6兆円程度

子ども手当等の歳出削減

○兆円程度

3兆円程度と仮置き

償還財源  
復興債 --- 税外収入  
                  --- 臨時増税

○兆円程度  
○兆円程度

13兆円程度

(復興債は、臨時増税措置等により償還財源を担保)

(注1)8月9日の3党合意を踏まえ、復興基本方針において、「年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」とされている。

(注2)復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。